

綾羽株式会社

人事・教育部部長 西村 佳央

次世代育成支援のための事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年4月1日 から 令和6年3月31日 までの3年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性社員 … 取得率を20%以上とすること。
女性社員 … 取得率を80%以上とすること。

《対策》

- ・令和3年 4月～ 男性社員に子どもが生まれた際、人事・教育部より育児休業取得を案内する。また、出産、育児に関する休暇、給付など制度の情報提供を行う。
- ・令和3年10月～ 職場復帰にむけて、育児休業期間中および復帰直後に必要な情報提供を行う。

目標2 小学3年生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の取得向上にむけて取り組む。

《対策》

- ・令和3年 4月～ 労務ハンドブック等により、短時間勤務制度を周知する。
- ・令和4年 4月～ 短時間勤務制度を取得しやすくするため、職場環境の見直しを行う。

目標3 所定時間外労働の削減に向けて取り組む。

《対策》

- ・令和3年 4月～ ノー残業デーを社内メール等により事前周知し、確実に実施する。
- ・令和3年10月～ 適正な労働時間管理のための手引き等の見直し・周知を行い、働き方の変化を促す。

目標4 社員のワークライフバランスを確保するため、勤務間インターバルの遵守に向けて取り組む。

《対策》

- ・令和3年 4月～ 月次の実績を社内メール等により周知し、改善を図る。
- ・令和5年 2月～ 勤怠管理システムを改修し、日々の勤務間インターバルの状況を把握できるようにした上で、改善指導を行う。

以 上